省令

○総務省令第百十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十日

総務大臣　武田　良太

電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（免許を要しない無線局）	（免許を要しない無線局）
第六条　法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。	**第六条**　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
［２・３　略］	［２・３　同上］
４　法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。	４　［同上］
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　一、八九三・六五MHz以上一、九〇五・九五MHz以下の周波数の電波であつて、一、八九三・六五MHz及び一、八九三・六五MHzに三〇〇kHzの整数倍を加えたもの、一、八九五・六一六MHz以上一、九〇四・二五六MHz以下の周波数の電波であつて、一、八九五・六一六MHz及び一、八九五・六一六MHzに一、七二八kHzの整数倍を加えたもの又は一、八九一MHz、一、八九七・四MHz、一、八九九・一MHz、一、八九九・二MHz、一、九〇一MHz若しくは一、九一四・一MHzの周波数の電波を使用し、空中線電力が二四〇ミリワット以下であつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び用途に適合するもの（以下「デジタルコードレス電話の無線局」という。）	五　一、八九三・六五MHz以上一、九〇五・九五MHz以下の周波数の電波であつて、一、八九三・六五MHz及び一、八九三・六五MHzに三〇〇kHzの整数倍を加えたもの、一、八九五・六一六MHz以上一、九〇四・二五六MHz以下の周波数の電波であつて、一、八九五・六一六MHz及び一、八九五・六一六MHzに一、七二八kHzの整数倍を加えたもの又は一、八九七・四MHz、一、八九九・一MHz、一、八九九・二MHz若しくは一、九〇一MHzの周波数の電波を使用し、空中線電力が二四〇ミリワット以下であつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び用途に適合するもの（以下「デジタルコードレス電話の無線局」という。）
［六～十一　略］	［六～十一　同上］
第六条の二の四　法第四条の二第二項の総務省令で定める無線局は、次に掲げる無線局であつて、総務大臣が別に告示する条件に適合するものとする。	**第六条の二の四**　［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　デジタルコードレス電話の無線局であつて、一、八九五・六一六MHz以上一、九〇四・二五六MHz以下の周波数のうち、一、八九五・六一六MHz及び一、八九五・六一六MHzに一、七二八kHzの整数倍の周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一、四	三　デジタルコードレス電話の無線局であつて、一、八九七・四MHz、一、八九九・二MHz及び一、九〇一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一、四